

1 日 時 令和4年（2022年）7月25日（月） 午前10時00分～午前11時00分

2 場 所 北海道庁別館5階大会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部会長 大平 義隆（北海学園大学経営学部教授）
副部会長 田村 愛美（税理士スクエア会計事務所税理士）
特別委員 高橋 翔（北海道大学大学院工学研究院准教授）
特別委員 齋藤 健一郎（小樽商科大学准教授）
特別委員 津軽 祐一（岩見沢市経済部中心市街地活性化推進室中心市街地活性化推進係）
特別委員 辻村 憲一（小樽建設事業協会事務局長）

(2) 事務局

石狩振興局産業振興部商工労働観光課長	岩 淵 晃 二
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	中 川 雅 晴
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	藤 本 美 咲
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	土 田 未 重 子
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任	鮫 島 優 也
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任	菊 地 尚 美

4 傍聴者 なし

5 審議事項

「（仮称）ツルハドラッグ栗山中里店」法第5条第1項（新設）の届出について

6 発言要旨

(1) 「（仮称）ツルハドラッグ栗山中里店」に関する届出について、事務局から届出の概要説明及び6月30日に開催した第1回審議会における第一部会からの質疑照会に対する回答を行った。

ア 騒音について

1. 審議案件に関する概要書の記載について、規制基準を上回っているにも関わらず「○」となっているのはなぜか。

(回答)

直近住居壁際では規制基準値を下回っているため「○」としているが、概要書の記載が分かりにくいため、概要書を修正し、その旨記載する。

2. 騒音の追跡（大店立地後の）調査はしているのか。

(回答)

実施していない。

イ 届出書の記載について

1. 届出書3-7にあるゾーン3では、本当に640世帯も住んでいるのか。

(回答)

世帯数の記載に誤りはないが図示が少しずれていたため、届出書を差し替える。

ウ 店舗周辺の安全対策について

1. 栗山高校の通学の影響がないとのことだが、根拠はあるのか。また、通学に係る安全対策はしているのか。

(回答)

出入口の数、位置、運営方法など、公安委員会及び関係行政機関と協議し、意見や指導を反映させ

た形で届出を行っており、この届出内容で特に問題ないと公安委員会から回答を得ている。安全対策としては、各出入口には、学童注意の注意喚起看板の設置を計画している。見通しを妨げない箇所へ看板を設置し、自転車で来客されるお客様にご協力をいただきながら、安全な店舗運営に努める。荷さばきトラックの出入りについても、搬入業者への注意喚起を行い安全確認等の徹底をする。

エ 近隣店舗との関係について

1. 近隣店舗（コメリ、栗山ショッピングセンター）の新設の際、留意事項等があったか。

（回答）

コメリハード&グリーン栗山店、ラッキー栗山店は特に意見は無く、栗山ショッピングセンターについては、交通等にかかる安全性、説明会の開催方法について意見があった。

オ 身障者用駐車について

1. 身障者用駐車場に一般車が駐車していることが多々見受けられるが、対策や配慮していることはあるか。

（回答）

店舗従業員による定期的な見回りを行う、ただし、マークの有無等だけで一般車両であるという判断は難しいため、お客様の協力をいただきながら、必要な方が優先的にご利用いただきたいと考えている。

カ 店舗周辺の除排雪について

1. この店舗の前の国道は狭く、歩道等も除排雪をして欲しいところ。出入口以上に除排雪する予定はあるか。

（回答）

敷地外の公道、歩道等は事業者側で重機による除雪をする事はできない。（道路法第42条、同条第2項、道路法施行令第35条の2第1項）道路管理者の除排雪の体制等を確認し、突然の大雪の際などは、従業員による除雪（雪かき）等で対応を検討する。敷地内については、定期的な除排雪を実施し、駐車場台数の確保に努める。

キ 廃棄物等への配慮について

1. 本年4月からプラスチック資源循環促進法が施行され、努力義務ではあるが今後一層の配慮が求められると思う。

（回答）

ツルハグループは日常生活における必需品を数多く扱うドラッグストア企業として、また調剤薬局事業を通じて地域の健康を守る医療サービスの提供者としての社会的責務を認識し、循環型社会の実現を目指して資源・リサイクル課題への取組を推進している。

ク 店舗周辺の空き地について

1. 届出書5-9にある店舗後方の空き地について、今後何かに利用するのか。なぜ空けているのか。

（回答）

当該計画外の土地であり、今後の活用については分かりかねる。しかし、店舗敷地とは高低差があるため、行き来する事はできない。

(2) 質疑・発言

（委員A）

概要の騒音の件で、予測結果が基準値を超えているのに「○」の記載とし、読み方が分からないとあったが、結果的にしっかりと整理が付き良いと思う。しかし、当初書いてあったように予測結果が基準値を超えているという状態なのに「○」と書いてあるのは、そもそも書き方としてどうかと思う。今回だけでなく次回からは意識するといい。

また、前回の質疑の届出書3-7のゾーン3について、正しく修正でき良かったと思う。

最後に届出の読み方について、届出書3-7の下にある表の「※(+1)調整」とあるが、これはどの数字が+1になっているのか教えてほしい。

(事務局)

設置者に確認したところ、交通量の計算の中で小数点以下の数字を処理して、それで繰り上げをしているということ。もし具体的に計算式を提示した方がよろしければ後ほどご連絡する。届出書3-6にある計算式を行ったところで、小数が出るためその部分を繰り上げしている。調整しているということで「+1」という表記になっている。

(委員 A)

承知した。後々の連絡はいらぬ。

(委員 B)

除排雪の件について、回答にあった「除雪することはできません」ということは、道路公道を民間会社が私的に除雪はできないという趣旨なのか。事業者がしないという回答なのか、法律法令があるが、できない、してはならないという趣旨なのか。

(事務局)

この点については、他人の住居・敷地内に侵入し、勝手に除排雪することができないのと同様に、国道は国の持ち物である道路のため、侵入することは物理的に可能だが、道路等破損した場合に、損害賠償等あるだけでなく、進入したことによって、国の方から「なぜ除雪したのか、排雪したのか」というような問題に発展することも想定させるため、業者として排雪しないという形となっている。

(委員 B)

承知した。店舗周辺の国道はそんなに広くない。栗山町もこの国道は大きな店舗もあり、交通量は多い方だと思う。その意味でも、道が狭くなりすぎないようにチェックした方が良いのかと思う。

(委員 C)

届出書7-5について、道路管理者との確認事項の中で、国道からの出入りについて、店舗2棟建設する計画が今後あるというようなコメントがある。店舗2棟ということは、この敷地の中で2棟増築するという話なのだが、この場合には、当然、大店法の変更届が出るという認識でいいか。

(事務局)

この2棟というのは、届出書1-2にあるが、ツルハと株式会社ハクブンという美容室が最初の時点で立地している。新しくこの土地に、また増築でもう1店舗プラスということではなく、ツルハドラッグとして今回申請をしているが、ツルハドラッグの店舗の中にハクブンという美容室が入る事となる。

(委員 D)

概要書の書き方を省略しすぎて、データから読み取れない「○」などがあつたりすると、印象が悪くなく、ここは説明がやはり必要だと思う。書き直して良かったと思う。また、この「○」と「△」で今回評価されているが、たまに「×」を付けてくることもある。前に私が聞いたところ、ここは、「○」と「△」又は「×」、2種類のマークだけです、ということだった。そうすると「△」というのは微妙、「○」か「×」で良いのかなと思った。

また、身障者用駐車場に一般車が駐車していることが多々見受けられるという点で思ったのが、私の周りでも短時間だったら停めてしまおうとか、人が少なかったら夜遅くだったら停めてしまうこともあるため、できれば短時間でも人が空いていてもご遠慮くださいのような表示があれば、利用者への印象が変わるのではないかと感じた。

(事務局)

騒音の関係の評価については、概要書の様式の方で「○」と「△」で表記するようになっており、届出書5-1の一番下にあるが、評価で直近住居でも規制基準を超過する場合「×」が、表示するように届出書でなっており、私自身が概要書で「×」になっている状況見たことがないため何とも言えないが、事務局(空知総合振興局)では「×」がついた概要書を今後出すことはないと思う。

また、駐車場への表示については、設置者に伝える。

(委員 D)

それであれば、評価は「○」と「△」と「×」と3種類あるということなのか。

(事務局)

概要書に「×」がどのような時に付いたのかは私が把握していないため、届出を見ないと何とも言えないが、空知総合振興局として「×」を使用することは、今後はないと思われ、今回第1回目の審議会のときに、こちらが確認不足で「○」としてしまったが、先ほどご意見あったように今後必ず「○」と「△」

で概要書作成していくため、「〇」だけれど規制基準値を上回っているということは今後ないように引継ぎを行っていく。

(部会長)

他に発言はないか。意見等なければ、当該届出に対する第一部会としての意見をとりまとめたいと思うが、意見なしということで良いか。

(全員)

異議なし。

(部会長)

別添の答申文のとおり答申することに決定する。

7 その他

審議会答申文及び審議案件に関する概要は別添のとおり。